

経理責任者等会議記録

- 1 日 時 令和4年3月4日(金)午後3時30分開議
- 2 場 所 議会棟2階第2委員会室
- 3 出席議員
- | | | |
|-----------|-----|--------|
| 市民クラブ | 座長 | 深山能一 |
| 〃 | | 岩堀研一 |
| 公明党 | | 篠田哲弥 |
| 〃 | | 鈴木智明 |
| 松政クラブ | | 鷹野聡 |
| 〃 | 副座長 | 大塚健児 |
| 立憲民主党 | | 成島良太 |
| 〃 | | 戸張友子 |
| 日本共産党 | | ミール計恵子 |
| 〃 | | 山口正子 |
| 政策実現フォーラム | | DELI |
| 〃 | | 増田薫子 |
| まつど未来クラブ | | 中村典子 |
| 〃 | | 桜井秀三 |
| 市民力・立憲民主党 | | 中西香澄 |
| 〃 | | 岡本優子 |
| 無所属 | | 箕輪信矢 |
- 4 出席事務局職員
- | | |
|---------|------|
| 庶務課長 | 根本真光 |
| 庶務課長補佐 | 秋谷昌子 |
| 庶務課主幹 | 白石純子 |
| 庶務課主任主事 | 桜井秀樹 |
| 庶務課主任主事 | 齋藤奈々 |
| 庶務課主事 | 丸山悠 |

- 5 会議に付した事件
- (1) 広報費の按分について
 - (2) その他

- 6 会議の経過及び概要

深山能一座長

まず初めに、経理責任者の変更についてお知らせをいたします。

市民クラブの経理責任者が市川恵一議員から岩堀研嗣議員に、政策実現フォーラムの経理責任者が原裕二議員から増田薫議員に、それぞれ変更となっております。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の次第に従って、会議を進めさせていただきます。

(1) 広報費の按分について

深山能一座長

前回の会議において、次第に記載しています広報費の按分について取り上げさせていただきました。その中で、皆さんにお願いしておりました3点について、各会派の皆さんにも周知していただけたかと思えます。

確認いたします。1点目、広報紙及びホームページにおいては、議員の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真、イラストの使用には十分配慮し、その内容の意義や適正性の説明ができるようにしていただくこと。2点目、顔写真、氏名、プロフィール等の掲載には、著しく大きいものでないこと。過度の表現にならないこと、社会通念上妥当な範囲内としていただくこと。それから、3点目は、政務活動とは別の活動や記事、写真等の掲載がある場合には、議員の責任において、記事、写真等の占める割合により、適切に按分していただくこと。以上3点のお願いをさせていただきました。

また、幾つかの自治体の広報費の按分についての資料を各会派の皆さんにお配りいただいた中で、何か御意見などありましたでしょうか。

DELI議員

この前も話題になったと思うのですが、特に定量的に、例えば50%といったような目安は設けたりしないのですか、あくまでもそれぞれが常識の範囲内なのですか。

深山能一座長

この間の会議では、そういうことを含めて、各会派でどんな議論がされたかを伝えていただければ。

DELI議員

何か目安はあるのかを聞かれたので、一応確認しておきますと、今日それを定量的に決めたりするわけではないのですね。

深山能一座長

そうですね。

DELI議員

わかりました。

中西香澄議員

今、DELI議員のお話とかぶってしまうのですけれども、持ち帰って、さらに意見を次までに持ってくればいいのですか。今まであったものを、今ここで発表させていただくのですか。

深山能一座長

何かあれば言っていただく、今この3点についてどんな御様子か、皆さん各会派で持って帰っていただけたかと思えます。この間の3点は、この経理責任者等会議の中で、このような形がいいのではないかとこのところを持ち帰っていただいたと思うのですけれども、そのことについて、何かあったら言ってください。

中西香澄議員

まず、3点ありましたので、1点目、内容には十分に配慮して適正に説明することについては、今までもそうであったと思うのですけれども、経理責任者等会議を行い指摘があった場合に、きちんと会議で話し合っ、個人の範囲にとどめ過ぎない方がよろしいのではないかと思います。

そして2点目なのですけれども、著しく大きくないことは、もちろんそうなのですけれども、一定の按分のルールを、私たちはせっかくなので決めた方がいいとの意見が強いです。

3点目も同じですけれど、こちらは按分で、割合に対してで、こちらは明文化して、このままこの方向で決めていってはどうかと思えます。

深山能一座長

ありがとうございます。

特に、ほかに何かございますか。

DELI議員

会派内の意見で言えば、前回もこれは言ったのですけれども、私たちの会派としては、2割ぐらいまでのものは、ある程度個人の議員の情報を載せることが必要であろうと、何も載せないと怪文書になってしまうので。なので、全てを按分するのは反対だけれど、もし定量的にやるのであれば、2割ぐらいは、必要な範囲なのではないかとの考え方なのです。

だからそれ以上、例えば5割まで目安にすることになれば、そこに関しては議論の余地はあるのですけれども、2割より、全てを按分にしろとなった場合、うちの会派としては、それはどうなのかとの意見です。

鴈野聡議員

松政クラブの方で、皆さんの意見を聞いたのですが、基本的な考え方として、三つございます。

まず一つ目が、原則は個人の自己責任であることが、まず大前提になるだろうと。二つ目は、按分のその比率で、定量的な何かを持ってくるのであれば、例えば、裁判で実際にどういう判例が出たかの事例を、定量的な指標にするべきではないかと。三つ目は、そういう定量的な指標は、例えば、昔、決めましたと。でも、その後いろいろな裁判があって、新たな基準が示されたとなってくると、実際に昔は4分の1でと言っていたのが、最新の裁判の結果2分の1になっているケースも想定されますので、そういう定量的な指標が設定されるのであれば、それは随時見直していく、この三つが意見として出てまいりました。

篠田哲弥議員

公明党でも会派に持ち帰って、いろいろと意見を出し合いました。その中で、大前提として、これは基本的なこととして、例えば県議会議員と一緒に出ていたり、たすきをかけてそういう写真を載せることは、もう言語道断、絶対にだめでしょうと。

その上で顔写真が著しく大きいとか、過度については判断基準、主体的なことになるので、そこも難しいとの議論はありました。

鈴木智明議員

私たちの会派で今、篠田哲弥議員から話があったのですが、そういった政治活動的な部分だったり、あとは私人活動、政党活動はもちろん、議会報告には載せないことが大前提になっていると思うので、それをやったら按分等ではなくて、各党費だったりとか個人で払うことが前提になっていると思います。

あと、これまでいろいろな経緯があって、私も経理責任者をずっとやらせていただいているのですが、やはり松戸市議会として、市民の方からの信頼を裏切らないよう、各議員がチェックしていくことが、この経理責任者等会議ができた意義ですので、そういった中で、先ほど3点、広報紙のホームページのところとか、著しく大きくなるいとか、そういったことを皆さん持っていた中で、その後で経理責任者等会議でチェックしようとの話だったと思うのです。

裁判の話になると、やはり50%以上とか、誰が見てもこれはおかしいといったものが、ほとんどオンブズマン等にチェックされて、それでいろいろ議会のこの議員おかしいのではないかと言われてきたと思うのです。

ただ、先ほど言われた社会通念上、2割とか3割ぐらいですね、議会報を書

いて一番上のところにタイトルとか、紙面の一番最後とかに多分皆さん、お名前とかいったものを書かれていると思うので、その辺りは社会通念上許されるのではないかと思うので、そういったことを超えてくるようであれば、それはもう実費で、按分ではなくて、そういったほかのことを書くようであれば、実費でやるべきではないかと思っています。ですから、きちんとその部分を、私たち経理責任者等会議で守っていくことが、この議会報告については大事なのではないかと思っています。

桜井秀三議員

半分以上写真だとか、自分の市政報告内で選挙目当てとか、ほかの政党の宣伝をするようなことは、やはり自重していかなくてはいけないなど。特に事務局が一番大変だと思いますし、横から言われて、こちらから言われて、前のことまで言われてしまうと切りがないので、これからはやはり気をつけていきたいと思います。遡って去年だの半年前のことを言われてしまうと、またどこがどうなのか、一つの規定がないものですから、みんなで経理責任者等会議で、このように申し合わせみたいな形で、事務局もはっきりとこれは写真が大き過ぎるとか、確かにここに名前の出た、政党の出た写真をばらまくようなことは、あくまでも議員の活動の中でやっていくことを、みんなで申し合わせた方がいいのではないかと思います。

前のことは、これからのことならわかりますけれど、去年、今年と言われたら切りがないから、その点申し合わせで。

成島良太議員

私どもの会派では、まず、何と言っても、議員1人が個人の責任において考えるべきこと、これが大前提です。あと写真だとかその辺りについては、基準を設けるのであれば、4分の1が一つの目安になるのではないかとの話でした。

あと、ホームページだとかその辺りについては、あまり議題に上がることはなかったのですが、この辺りはもう常識で、市民の方に誤解を与えないように、各々が注意をしながらやっていこうとなりました。それが一番大事なことはないかと。

あと写真について、先ほど4分の1とは言ったのですが、あまり大き過ぎると、やはり1ミリ単位ではかるのは極端だと思います。あくまでも4分の1をきちんと誰が見てもわかるような、大丈夫な範囲内でやっていけばいいのではないかととなりました。

ミール計恵議員

前回のときに、私は基本的には政治活動と市政報告は切り分けられない、厳密に切り分けるのは難しい。私たちの活動全てが、言ってみれば政治活動のようなものですから、それを厳密に切り分けていくことはすごく難しいし、手かせ足かせをつけてしまう気がするのです。だから、基本的には、それぞれの議員の責任においてやるべきだと思います。

写真の大きさ等も、4分の1を決めるのであればいいのですが、それも含めて、その人の資質、品性或いは、考え方を表すものだと思うので、私はありではないかなと思っているのです。ですから、過度に規制を、あえて私たち自らが設ける必要はないのではないかと私は思います。会派としても、基本的にはそういうスタンスです。

深山能一座長

いろいろ会派に持ち帰って、議論していただいてありがとうございます。この間の流れの中で、3点に関して持ち帰っていただく議論をしていただきたいこと、そして今日、今いろいろな会派の中での発言で、いろいろありがとうございます。個人より、松戸市議会をいろいろ考慮していただく範囲の中で考えていただいて、議論していただいたのかと、座長としては思っている次第ですけれども、皆様に感謝申し上げたいと思います。

この間、あるいは終わってから、こちらからの御提案を含めて、副座長と事務局といろいろ検討させていただく中で、今日の皆さん方のお答えを踏まえて、こちらが想定していた内容とそんなに変わりがないかと思えますものですから、一度相談した結果、二つの案を事務局に、今までの議論を踏まえた流れの中で案をつくらせていただきましたので、それを一度、今日これから配付させていただければと思います。

それでは、まず事務局で配付をお願いいたします。

[資料配付]

深山能一座長

A案、B案の形にさせていただきました。これは政務活動費取扱手引きを抜粋させていただく中で、広報費、広聴費、会議費、資料作成費の項目の中で、それぞれこういう取り扱いの手引きが箇条書きに記載されているのですが、今回は赤い部分を、今までの議論の流れの中で加えていく形の提案といいますか、2案つくらせていただきました。

A案は、先ほど申しあげましたように、3点のお願いを踏まえたものになっております。あまり具体的には表示していない形になります。それから、B案

は、A案に加え、写真やイラスト、プロフィール等の掲載について、具体的な目安が明記されている案となっております。

B案の具体的な内容ですけれども、掲載できるものは政務活動のみが掲載できることです。それから政党活動とか選挙活動、後援会、個人的な活動は掲載できないことが具体的に載っています。

それから、個人の写真（イラストを含む）、集合写真（イラストを含む）を掲載する場合は、個人写真は6センチ掛ける4センチ以内のもの、集合写真は、掲載する場合は、原則としてA4縦の用紙で、縦は用紙の長さの5分の1程度以内、横は用紙の長さ以内のものを目安とする。広報紙の用紙がA4より大きい場合も、このサイズに合わせた範囲内で考えてほしいとの内容になります。

それから、政務活動とは別の活動に関する写真（イラストを含む）、記事の掲載を行う場合は、その割合において適切に按分をしていただきたい。

それから、顔写真、氏名、プロフィール等の掲載は過度の表現にしない、掲載を行う場合には、その割合において適切に按分する。かなり具体的な絞り込んだ案の内容になっています。

それで、今日御提示させていただいた流れは、会派でいろいろ話をさせていただいた御意見の流れに沿った形での案として、御提示させていただいたかと、座長、副座長を含め、事務局は思っておりますけれども、この2案を、もう一度会派に持ち帰っていただいて、少しまた話し合っただけならばと思っております。

そういう中で、この2案をベースとして、いろいろ考えていければとのこと、今回御提示させていただきました。もちろん、この案のどちらかで御了承いただければよろしいのですけれども、先ほどいろいろな議論を各会派でしていただいていますので、多少の加減を加えたり、除したりする意味での修正をいただくことも可能かなと思います。その辺り話し合いをしていただければありがたいと思うのですけれども、よろしいですか。

DELI 議員

確認させてください。B案の2枚目の横は用紙の長さ以内のものを目安、とはどういう意味なのですか。集合写真は原則として、A4縦の用紙では縦の用紙の長さの5分の1以内、用紙の長さ以上のものを載せる、どういう意味なのですか。

深山能一座長

読み方によっては、何となく。では、事務局に説明していただきます。

庶務課長

用紙のサイズに関わらず5分の1程度で按分をしていただくといった意味合いになります。

岡本優子議員

例えば、この中の加減で、そうすると、これを分けて、5枚ぐらい自分の写真を載せることも可能になってしまうのです。

庶務課長

これは集合写真での意味で使っているので、1枚の写真であれば、今の表現だと、6センチ・4センチのサイズで出していただくことになります。

あくまでも、その中で、今言われたように、分割できればたくさん載せられるのではないかといった、違う考え方はしていないのです。

岡本優子議員

わかりました。

深山能一座長

この辺りでいいですか。

戸張友子議員

今のお話を聞いていると、基本はA4でつくるのがいいのかと。あと適度とか、過度の表現にならないようにとか、適切にといった言葉がすごく出てくるのですが、過度とか適切といったことは、人によってももしかしたら違ってくると思うのです。なので、もう少しわかりやすくした方がよいのかと。そんなにぎちぎちにしなければいけないのかと思いました。

あとはもう一つ、個人の活動とおっしゃっていましたが、個人の活動とは、どういうものですか。市議としていろいろ相談を受けたりとか、いろいろ活動しているわけですが。それは全て個人の活動になるのではないかと思うのですが、個人の活動とはどういう線引きになるのかをお願いします。

深山能一座長

それも含めて、持ち帰ってください。

増田薫議員

これを持ち帰ることは持ち帰りますけれど、そもそもこの経理責任者等会議が始まった。私、7年しかまだ議員をやっていないけれど、もともとはいろい

ろ不正が過去にあって、だからそういう大きな目安をみんなで見つけ合うことが目的だったはずなので、あまりにも議員活動をしぼめていくような、こういう会議になっては、私は目的が違うと思っています。だから、そこを本当に持ち帰って、もう一回会派で話し合いたいと思います。

山口正子議員

広報紙及びホームページとあるのですが、実際のところ、ホームページは政務活動費になっている方たちも多いのかと思っています。自分でやっているホームページは、自分でお金を出している人も多いのかと思ったものですから、どういう割合になっているのか。ホームページを政務活動費でやっている方たちも結構いらっしゃるのかどうか聞きたいところです。

深山能一座長

いらっしゃいます。

山口正子議員

わかりました。

成島良太議員

こういうことを言っていていいかわからないのですが、印刷する前に、例えば、広報紙であれば、事務局の方に確認していただいて、事務局がオーケーだったら、それでオーケーとの考えはだめなのですか。

深山能一座長

ただ……。

成島良太議員

最終的には、当然議員の責任になります。ただ、こうやって書いてあっても、結局のところ明文化できないと思うのです。今、出た過度の表現だとか、その辺りは第三者の人に見てもらって、これは大丈夫か一定の基準を出してもらって、それを判断材料として、議員がやればいいのかと思うのですけれど、個人的には。

深山能一座長

そうですね。でも、事務局はそれを判断できないので。

成島良太議員

一つの目安を示してもらおうということです。最終的には、やはり議員の責任になると思うのですけれど。

深山能一座長

ここで皆さんに、こういう話をさせていただいているので、そこを御理解いただければと思います。

成島良太議員

わかりました。

鈴木智明議員

今、成島良太議員からあったのですけれど、それを決めるために、この経理責任者等会議があると私は考えています。

あと、先ほどの過度の表現とか、そういう話もあったのですけれど、そこについては、皆さんいろいろな考えがあるので、その詳細を決めてしまうと、話がまとまらないかと思っているので、その部分だけ、やり方とか、どれぐらいのサイズにするかとか、そういうことを、後で会派へ持ち帰って考えたいと思っています。

あと、最後に1点だけなのですけれど、広報費は今、政務活動費で100%で出ているのではないですか。これはやはり議会を活性化させていく、市民の人たちに議会活動を知っていただくことが根底にあると思うのです。

これを、例えば按分していってしまう流れになっていくと、それを止めてしまうことになってしまうこともあると思うので、その辺りをきちんと考えて、できる限りきちんと社会通念上合っているところで、できるだけ按分しないでいいような方向性で、決めていただければと考えています。お願いいたします。

中西香澄議員

文章として確認したいのですけれども、B案の丸の2個目について、1個目は広報紙及びホームページがついていて、2点目と4点目は氏名、プロフィール等と始まっているので、この二つには、広報紙、ホームページがかかっているけれども書いていないだけなのか、もしくは、何か特別な意図があり、広報紙だけなのか。（「主語がないのですね」と呼ぶ者あり）主語がなかったのです。どうやって判断すればいいのでしょうか。

深山能一座長

主語が抜けて、ただ落としていないということね。全部にかかるということ

で……。

DELI 議員

ちなみに、意見を聞くのは、AあるいはBの意見を聞いてほしいということですか。

深山能一座長

AでもBでもどちらでも。Aがいいのか、Bがいいのかでもいいし、Aだったらこれをもう少し加えた方がいいとか、Bはこれだったらもう少しこちらを削除した方がいいとか、そういうものも含めて。

DELI 議員

ちなみに、これはA案の一番下の広報費及びホームページにおいて、政務活動とは別の活動や記事、写真等の掲載を行う場合、つまり、違うものの写真とかそういうものを載せる場合は、その分を按分してくださいという意味ですね。わかりました。理解しました。

箕輪信矢議員

中西香澄議員が紹介してくださった、個人の問題ではなくて、議会が被告ではないのかな、訴訟の対象になってしまう部分について、御本人からだと主観が入ってしまうかもしれないから、事務局の方に解説していただけると、客観的でありがたいのですけれども。というのは、それがなければ、私は現状でいいと思っているのです。その意味が自分にとって影響がなければ、今のままでいいと私は思っているのです。こういう議論をする必要すらないと思っていて、A案だって、見たら校則みたいなもので、華美な服装はだめ、では、何が華美なのだとか、標準服という言い方が生まれたりとか、議会でよく問題視されることを、我々当事者がやっちゃっている気もするし、私はあまりベクトルとして、よろしくない方向に向かってしまっている気がするのですけれど。

しかも、オンブズマンの方々が何度か今までも入っていて、自分個人のことに関して言われると、ある方からは、この経理責任者等会議で箕輪信矢の写真の使用割合が多いのではないかと、この経理責任者等会議の中で出されているけれども、オンブズマンの方々からは一度も指摘を受けたことがないわけで、では、どちらが正しいかの話をしなければいけなくなってしまう。

ただ、やはり判例といったものが影響するのであれば、考える必要はあると個人的に思うので、ですから、そこのところを客観的に解説していただくとありがたいのですけれども。

庶務課長

客観的かどうかわからないですけど、裁判を起こされる方がどこを焦点にするかによって、そういうものを最終的にチェックしている事務局が悪いと来るのか、これをつくった本人が悪いと個人に行くのかで変わってくると思います。

個人にいった場合は、もう完全に個人ターゲットで、交付費100%で出しているけれど、写真が半分以上を占めていて、これは問題ではないかが焦点になると、按分をなさいと判決になるので、それを避けるために、想定としては、個人の議員がつくるものに対して、訴えられないようなベースのものをつくりたいということが根底にあります。

箕輪信矢議員

ということは、今この会議の主題は、個人がそういう裁判の対象にならないようにとの配慮であるとの理解でよろしいのでしょうか。だとすれば、私は、先ほど申し上げたように、この会議すら必要ない、これを議題にすることすら必要がないとの立場になるのです。

では、かつて議会が対象になったということは、事務局機能も含めて認識が甘いのだという訴訟が起こされたということなののでしょうか。

岡本優子議員

前、私たちの会派から判例なども全部コピーをして、資料で配付して、この経理責任者等会議でもお配りさせていただいたものがございますので、そちらをまたお目通ししていただき、鴈野聡議員からも松政クラブの意見としてもありましたけれども、裁判の判例をいろいろ見て、決めていけたらいいとは思っております。

箕輪信矢議員

すみません。ですけども、そのときの資料を見ても、私、わからなかったからこの話になっているのです、意味合いが。議会が訴訟の対象になった意味合いが、資料を読んでもわからなかったからなのです。

深山能一座長

では、事務局に確認してもらいます。

中西香澄議員

正確なところは確認していただくにして、やはり庶務課長もおっしゃったように、議会全体が訴えられている場合と、個人が訴えられている場合、両方あ

ると思いますので、客観的でないということでしたので、ぜひそこはお手伝い
いただいて。また、その訴えられるからいい、悪いという御意見がありました
けれども、また、そこは私は違う意見だと思ったのは、誰か1人が訴えられる
と、その分、あそこの市議会はみんなそういうことをしているのだと非難が全
体にあるといった事実があるということは、私は連帯責任として一緒に考えたい
と。話し合いの意義はあると強く思っております。

深山能一座長

それはどうでしょうか、箕輪信矢議員、再度確認を事務局でさせてもらっ
て、皆さんに周知させていただく形でよろしいですか。

箕輪信矢議員

改めてお願いになります。くどいですがけれども、そこが全体に影響するもの
でなければ、個人でいいという、今までどおりで全く問題ないと思いますので。

深山能一座長

ありがとうございます。

では事務局、整理をして、情報を伝えてください。

庶務課長

はい。

深山能一座長

情報を伝えさせていただく流れの中で、そうしたら、それを箕輪信矢議員の
意見も、こういうものがあることを踏まえて、今二つの案を提示させていただ
く流れの中で、持ち帰って、検討していただければと思うのですけれども、よ
ろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

深山能一座長

ありがとうございます。

それで、今までも議論されているのですけれども……。

ミール計恵議員

考えてくる中で、今、箕輪信矢議員が言ったように、これまでどおりでいい
との案もあると思います。A案、B案、これまでどおり、それを持ち帰る形が

よろしいかと思うのですが。

深山能一座長

それは結構です。まとめる方は大変なのだけれど。

できれば、3月定例会で大変忙しいと思うのですけれども、各会派及び議員の方におかれましては、できれば3月25日までに、事務局へそれぞれの検討した結果を、箇条書きでも結構ですし、どのような形でも結構なので事務局へ提出していただければと思います。

その状況を踏まえた上で、次回の開催日時を、正副座長と事務局で検討させていただいて、お示しさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

今いろいろな御意見が出ました。ありがとうございます。もちろん個人の責任といった流れが一番、当然原則にあるわけですけれども、前回の会議でも申し上げましたように、広報費の按分につきましては、近年、他市での訴訟において、返還事例が発生している状況もありますし、裁判事例を見ますと、写真等の大小ではなくて、その内容の意義や適正性をもったの政務活動費を充てることへの可否が判断されています。いわゆる内容ですね。だからその辺り、内容とか時期だとか、いろいろなことを踏まえた中での裁判の判例になっていることですので、今、箕輪信矢議員を含めて、いろいろ御意見をいただいたのですけれども、その辺りを踏まえた中で、また持ち帰っていただきたいと思ます。

また、今年は11月に市議会議員の選挙が控えておりますことから、こういう意味で、経理責任者の皆さん、各会派の皆さんに政務活動費の適正な運用に努めていただくよう、改めて周知をさせていただきたいという意味で、今こういう流れになっておりますので、御理解いただければと思います。御協力いただきありがとうございます。

議題の(1)は、これで終了させていただきますけれども、今、配付させていただきました資料については、案の状態ですので、取り扱いには十分注意していただきたいと思ますので、会派の皆様方にもお伝え願いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

(2) その他

深山能一座長

それでは、議題の(2)その他について、議員の皆様から何かございますでしょうか。

中村典子議員

私、一般質問でこれを取り上げようと思ったのですが、経理責任者等会議でと、事務局といろいろ話し合ったので、その相談をさせていただきたいと思います。

現在、会派控室のテレビのNHK受信料は、市がとりまとめて支払っているのですが、これを各会派で支払ってはどうかという提案です。会派内のパソコンは会派で購入して、そのネット料金は会派で支払っていると思うのですが、テレビは会派で購入しています。そのNHKの受信料をなぜか市が払っているのはどうなのかと思ひまして、それを市民の税金で支払うのはいかなものかと思ひまして、提案させていただきたいと思ひます。

中西香澄議員

市で払っているとのことで、それはどうだろうと思ひましたが、逆に受信料は政務活動費で認められているのか、個人なのか政務活動費なのかについて全く知らなかったので、もしほかの自治体の例があれば知りたかったです。

深山能一座長

今、中村典子議員からの提案は、テレビの受信料を市全体で払っているのですが、各会派にあるテレビなので、それぞれ使用している者が支払った方がいいのではないかということなのですね。

論点を整理しますと、今お話にありましたが、それが政務活動費に当たるのかどうか、あるいは、それは政務活動費ではなくて、会派のそれぞれ利用されている人数で、個人で出し合って払うのがいいのかとか、払わなくていいのではないのかとか、それからテレビを見ることによって、情報を得る意味では、政務活動の一端になるのか、その辺りを含めて会派で議論していただけますか。今はまとめて行政で払っていると。

中村典子議員

議会棟です。

深山能一座長

議会棟全体で払っていると。

中村典子議員

副議長室とか予備室は衛星契約になっていて、果たしてそれは必要なのかと、ずっと言っているのですけれども、それはもう議会で決めることであると執行部から答弁いただいたので、一般質問では取り上げられなかったのです。

深山能一座長

今回は、あくまでも会派で見ているテレビのことです。そういう投げかけですの、今、どうしたらいいのか等を含めて、一度政務活動費になるのかどうか、その議題を取り上げるのかどうかについてもいろいろあったのですけれども、座長とすれば、その辺りも含めて、一度会派に持ち帰って議論していただいて、その結果の流れの中で、うちの担当でその方向性を決めていくのか、あるいはもう違う場所に委ねさせていただくのかを判断させていただければと思うのですけれど。

では、よろしいですか。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

深山能一座長

ありがとうございます。御協力いただきまして、すみません。

それでは、なければ、以上をもちまして経理責任者等会議を終了させていただきます。

議長散会宣言
午後4時18分